

はじめに

保健所（健康福祉センター）は、地域における保健・医療・福祉の広域的・専門的・技術的拠点という役割のもと、地域住民の健康の保持及び増進を図るために、様々な分野の公衆衛生行政にかかわる事業を行っています。少子高齢化の急速な進展、生活スタイルの変化、疾病構造の変化等、地域保健を取り巻く状況は大きく変化しており、多様化していく地域社会への対応が必要となっています。さらに、グローバル化する世界のなかで新興感染症や地球温暖化など、国境を超えた公衆衛生課題への取り組みも重要となっています。2020年1月から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症について、WHOは2023年5月5日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」（PHEIC）の宣言を終了すると発表しました。日本では5月8日より5類感染症となりましたが、この間、保健所は感染者の疫学調査や健康観察、受診入院調整等といった業務を中心に対応してまいりました。御協力・御支援いただきました地域の関係機関の皆様にお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の名称は5類移行後も法令上の名称は変わっておりません。ウイルスの病原性のリスクが5月8日以降で大きく変わった訳ではありませんので、名称を変えることで感染対策は行わなくてよいという誤った印象を与えないようにとの専門家等の意見によるものです。現在、全年齢で致死率は低くなりましたが、基礎疾患のある方、65歳以上の高齢者の方々にとっては、まだまだ、季節性インフルエンザの致死率より高く、危険性の高いウイルスとなっています。WHOは依然として大きな脅威だと警告しております。諸外国に比較して抗体陽性率の低い日本においては収束の方向性は、まだ、見えておりません。今後夏、冬の大きな流行が継続する可能性は非常に高く、ハイリスク者にとっては厳しい環境となっております。まだまだ、気を緩めることはできません。

まさに8月現在、第9波となっております。地域全体の感染拡大を防止することが医療逼迫による一般診療への影響を軽減することにも繋がります。一人ひとりが流行状況に応じた基本的感染対策を継続することが重要となっております。5類変更後も最前線で御尽力されておられます医療機関の皆さま、救急隊の皆様には、深く感謝申し上げます。

事業年報は、令和4年度の野田保健所（健康福祉センター）の事業実績を取りまとめたものですが、今回の事業年報において「新型コロナウイルス感染症対策事業」については約3年間の概要をまとめております。地域の資料として御活用いただければ幸いと存じます。

現在、保健所は、この3年間停滞していた本来の保健所の公衆衛生業務を回復すべく、職員一同、努力しているところです。今後とも関係機関の皆さまの御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

令和5年8月

千葉県野田保健所長（野田健康福祉センター長） 新 玲子

目 次

<p>I 総括・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>1 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>2 概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 4</p> <p>3 管内の状況・・・・・・・・・・・・ 4</p> <p>4 健康相談・・・・・・・・・・・・ 8</p> <p>5 各種委員会・・・・・・・・・・・・ 9</p> <p>6 機構及び事務内容・・・・・・・・ 11</p> <p>7 職員数及び配置状況・・・・・・ 12</p> <p>II 総務企画課の業務概要・・・・ 14</p> <p>1 歳入・歳出決算・・・・・・・・ 14</p> <p>2 医務関係・・・・・・・・・・・・ 16</p> <p>3 薬務関係・・・・・・・・・・・・ 19</p> <p>4 献血推進事業・・・・・・・・・・・・ 23</p> <p>5 地域保健医療計画の推進・・・・ 23</p> <p>6 厚生統計調査・・・・・・・・・・・・ 24</p> <p>7 協議会・委員会の開催状況・・ 29</p> <p>8 保健所保健・福祉サービス 調整推進事業・・・・・・・・・・・・ 29</p> <p>9 地域保健従事者研修・保健所 実習・・・・・・・・・・・・・・・・ 30</p> <p>10 広報・啓発事業・・・・・・・・・・ 31</p> <p>11 地域防災対策・・・・・・・・・・・・ 32</p> <p>III 地域保健福祉課の業務概要・・ 34</p> <p>1 保健師関係指導事業・・・・・・ 34</p> <p>2 母子保健事業・・・・・・・・・・・・ 38</p> <p>3 成人・老人保健事業・・・・・・ 44</p> <p>4 一人ひとりに応じた健康支援 事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 44</p> <p>5 総合的な自殺対策推進事業・・ 45</p> <p>6 地域・職域連携推進事業・・・・ 45</p> <p>7 栄養改善事業・・・・・・・・・・・・ 47</p> <p>8 歯科保健事業・・・・・・・・・・・・ 56</p> <p>9 精神保健福祉事業・・・・・・・・ 57</p> <p>10 肝炎治療特別促進事業・・・・ 64</p> <p>11 肝がん・重度肝硬変治療 研究促進事業・・・・・・・・・・・・ 64</p> <p>12 難病対策事業・・・・・・・・・・・・ 65</p> <p>13 受動喫煙対策・・・・・・・・・・・・ 74</p> <p>14 市町村支援・・・・・・・・・・・・ 75</p> <p>15 福祉関係事業・・・・・・・・・・・・ 76</p>	<p>IV 健康生活支援課の業務概要・・ 88</p> <p>1 結核予防事業・・・・・・・・・・・・ 90</p> <p>2 感染症予防事業・・・・・・・・・・ 99</p> <p>3 エイズ対策事業・・・・・・・・・・・・ 108</p> <p>4 原爆被害者対策事業・・・・・・ 110</p> <p>5 食品衛生事業・・・・・・・・・・・・ 112</p> <p>6 狂犬病予防事業及び動物愛護 管理事業・・・・・・・・・・・・ 120</p> <p>7 環境衛生事業・・・・・・・・・・・・ 124</p> <p>8 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策事業・・・・ 131</p> <p>V 資料編・・・・・・・・・・・・・・ 171</p> <p>1 市町村保健センター・・・・・・ 172</p> <p>2 学会・研究会における発表・・ 172</p> <p>3 表彰関係一覧表・・・・・・・・・・ 172</p> <p>保健所案内・・・・・・・・・・・・ 173</p>
---	---

凡例

- 1 各表、図は、年とあるものは1月～12月の暦年、年度とあるものは、4月～翌年3月の会計年度である。
- 2 各表中、年号標記のない資料は、令和4年度分（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
- 3 各表欄外の注を参照のこと。
- 4 各表の数字は、単位未満を四捨五入してある。したがって、合計表と内訳の計が一致しない場合もある。
- 5 各表の符号は、特にことわりのないほかは、次のとおりである。
「0」掲載単位に満たないもの
「－」該当なし
「…」事実不詳又は資料無し
「△」減少を示す